

## 「特定活動」①

### 【EPA看護師候補者】又は【EPA介護福祉士候補（就労コース含む）】

#### ・ EPA看護師候補者

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国及びフィリピン共和国との間の協定に基づき保健師助産師看護師法（昭和23年法律203号）第7条第3項に規定する看護師の免許を受けることを目的として協定口上書においてその者について指定された本邦の公私の機関との雇用契約に基づき同法第5条に規定する看護師（以下「看護師」という。）の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動の延長を希望する場合

#### ・ EPA介護福祉士候補者（就労コース含む）

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国及びフィリピン共和国との間の協定に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、協定口上書においてその者について指定された本邦の公私の機関との雇用契約に基づき同法第2条第2項に規定する介護福祉士（以下「介護福祉士」という。）の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動の延長を希望する場合

### 提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通  
\* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>) から取得することもできます。
- 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 次のいずれかで、活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
  - (1) 本邦の機関からの在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
  - (2) 本邦の機関からの雇用契約書の写し・・・・・・・・・・・・ 1通
- 4 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）・・・・・・・・・・各1通  
\* お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。  
\* 上記4については、1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。  
\* また、上記4の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
- 5 研修・就労の内容、場所、期間、進捗状況を証する文書・・・・・・・・・・ 1通  
\* EPA看護師候補者又はEPA介護福祉士候補者の受け入れ機関については、インドネシア厚生労働省告示又はフィリピン厚生労働省告示に基づき、毎年1月1日現在でJICWELSに対し定期報告を行うこととなっているところ、上記5については、その定期報告に使用した厚生労働省通知様式各号の写しを使用して差し支えありません。  
なお、厚生労働省通知様式についてはJICWELSのホームページからダウンロード可能です (<http://www.jicwels.or.jp/index.html>)

\* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方のことで。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

**\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\***

### 留意事項

- 1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>) の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 この申請は、在留期限のおおむね2か月前から行うことができますので、余裕を持って申請をして下さい。

## 「特定活動」②

### 【EPA看護師】又は【EPA介護福祉士】

#### EPA看護師

看護師国家試験に合格することにより看護師免許を受けた者が、従前から勤務している公私の機関において継続して看護師としての業務に従事する場合

#### EPA介護福祉士

介護福祉士国家資格に合格することにより介護福祉士資格を取得した者が、従前から勤務している公私の機関において継続して介護福祉士としての業務に従事する場合

**\*在留期間更新申請をされる方で、現在の在留期間中に勤務先を変更された方は、在留資格変更許可申請を行ってください**

#### 提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通  
\* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>) から取得することもできます。
- 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 次のいずれかで、活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
  - (1) 本邦の機関からの在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
  - (2) 本邦の機関からの雇用契約書の写し・・・・・・・・ 1通
- 4 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）・・・・・・・・ 各1通
  - \* お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。
  - \* 上記4については、1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
  - \* また、上記4の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。

\* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方の事です。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

**\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\***

#### 留意事項

- 1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>) の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 この申請は、在留期限のおおむね2か月前から行うことができますので、余裕を持って申請をして下さい。

## 「特定活動」③

### 【EPA看護師家族滞在活動】又は【EPA介護福祉士家族滞在活動】

#### ・EPA看護師家族滞在活動

EPAの枠組みにより日本の看護師免許を取得し、看護師として在留する外国人の方と同居し、かつ扶養を受ける配偶者又は子として日常的な活動の延長を希望する場合

#### ・EPA介護福祉士家族滞在活動

EPAの枠組みにより日本の介護福祉士資格を取得し、介護福祉士として在留する外国人の方と同居し、かつ扶養を受ける配偶者又は子として日常的な活動の延長を希望する場合

**\* 扶養者となれるのは日本の国家資格を取得し、EPA看護師又はEPA介護福祉士としての活動を行っているもののみであり、EPA看護師候補者又はEPA介護福祉士候補者の扶養を受ける者として在留することができません。**

### 提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通  
\* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>) から取得することもできます。
- 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 次のいずれかで、活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
  - (1) 婚姻届出受理証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
  - (2) 結婚証明書(写し)・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
  - (3) 出生証明書(写し)・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
  - (4) 上記(1)から(3)までに準ずる文書・・・・・・・・ 適宜
- 4 扶養者の外国人登録証明書又は旅券の写し・・・・・・・・ 1通
- 5 次のいずれかで、活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
  - (1) 本邦の機関からの在職証明書・・・・・・・・ 1通  
\* 扶養者の職業がわかる証明書を提出してください。
  - (2) 本邦の機関からの雇用契約書の写し・・・・・・・・ 1通
- 6 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの)・・・・・・・・各1通  
\* お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。  
\* 上記6については、1年間の総所得及び納税状況(税金を納めているかどうか)の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。  
\* また、上記6の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。

\* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方のことで。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

**\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\***

### 留意事項

- 1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>) の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付して下さい。
- 3 この申請は、在留期限のおおむね2か月前から行うことができますので、余裕を持って申請をして下さい。

## 「特定活動」④

### 【EPA介護福祉士候補（就学コース）】

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づき社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、協定口上書においてその者について指定された社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号に規定する養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を習得する活動の延長を希望する場合

#### 提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通  
\* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>) から取得することもできます。
- 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 申請人が教育を受けている機関からの在学証明書（在学期間の明記されたもの）、出席証明書及び成績証明書・・・・・・・・・・ 各1通
- 4 次のいずれかで、申請人の日本在留中の経費支弁能力を証する文書
  - (1) 申請人が学費・生活費を支弁する場合
    - ① 本人名義の銀行等における預金残高証明書・・・・・・・・・・・・ 1通
    - ② 奨学金給付証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
  - (2) 本国からの送金により学費・生活費等を支弁する場合
    - ① 送金証明書又は本人名義の預金残高証明書（送金事実が記入されたもの）・・・・・・・・ 1通
    - ② 送金者名義の銀行等における預金残高証明書・・・・・・・・・・・・ 1通
  - (3) 申請人が学費・生活費を支弁する場合
    - ① 送金証明書又は本人名義の預金残高証明書（送金事実が記入されたもの）・・・・・・・・ 1通
    - ② 経費支弁者の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税証明状況が記載されたもの）又は預金残高証明書・・・・・・・・ 1通

\* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方の事です。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

**\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\***

#### 留意事項

- 1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>) の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 この申請は、在留期限のおおむね2か月前から行うことができますので、余裕を持って申請をして下さい。

## 「特定活動」⑤

アマチュアスポーツ選手としての活動の延長を希望する場合、アマチュアスポーツ選手の家族の場合

※ アマチュアスポーツ選手及びその家族としての活動を行う外国人の方の要件等については、法務省告示 (<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/HOUREI/h02.html>) に定められておりますので、ご参照願います。

### 提出資料

アマチュアスポーツ選手の場合に必要な書類	アマチュアスポーツ選手の家族の場合に必要な書類
<p>1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通                      ＊地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページ (<a href="http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html">http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html</a>) から取得することもできます。</p> <p>2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・ 提示</p> <p>3 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・ 提示                      ＊ ＊上記3については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<a href="http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html">http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html</a> を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。</p>	<p>4 申請人と扶養者との身分関係を証する文書（結婚証明書、出生証明書等）・・・・・・・・ 1通</p> <p>5 扶養者の外国人登録証明書又は旅券の写し・・・・・・・・・・・・ 1通</p> <p>6 扶養者の在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通</p> <p>7 扶養者の住民税の課税（又は非課税）証明書及び税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各1通                      ＊扶養者の方のお住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。                      ＊上記7については、1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。                      ＊また、上記7の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせください。</p>
<p>4 雇用契約書の写し（活動の内容、雇用期間、報酬等の待遇を記載したもの）・・・・・・・・ 1通</p> <p>5 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各1通                      ＊お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。                      ＊上記5については、1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。                      ＊また、上記5の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせください。</p>	<p>4 申請人と扶養者との身分関係を証する文書（結婚証明書、出生証明書等）・・・・・・・・ 1通</p> <p>5 扶養者の外国人登録証明書又は旅券の写し・・・・・・・・・・・・ 1通</p> <p>6 扶養者の在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通</p> <p>7 扶養者の住民税の課税（又は非課税）証明書及び税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各1通                      ＊扶養者の方のお住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。                      ＊上記7については、1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。                      ＊また、上記7の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。                      ＊上記6及び7については、申請人が、扶養者の方と同時に申請を行う場合には提出不要です。</p>

＊ 申請人とは、引き続き、日本への在留を希望している外国人（アマチュアスポーツ選手・その家族）の方のことで。

＊ 扶養者とは、上記アマチュアスポーツ選手のことです。

＊ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知お願います。\*\*\*

### 留 意 事 項

- 1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>) の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 この申請は、在留期限のおおむね2か月前から行うことができますので、余裕を持って申請をして下さい。

## 「特定活動」⑥

外交官や領事官等の家事使用人（個人的使用人）としての活動の延長を希望する場合

※ 家事使用人を呼び寄せすることができる外国人の方及び家事使用人としての活動を行うことができる外国人の方の要件等については、法務省告示 (<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/HOUREI/h02.html>) に定められておりますので、ご参照願います。

### 提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通  
\* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>) から取得することもできます。
- 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 雇用契約書の写し（活動の内容、雇用期間、報酬等の待遇を記載したもの）・・・・・・・・ 1通
- 4 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）・・・各1通  
\* お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。  
\* 上記4については、1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。  
\* また、上記4の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせください。  
\* \* 外交使節団の構成員の家事使用人である場合には、上記4の書類は提出していただくことなく結構です。
- 5 雇用主の外国人登録証明書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
- 6 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・ 提示  
\* \* 上記6については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html> を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

\* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方のことです。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

**\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\***

### 留 意 事 項

- 1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>) の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 この申請は、在留期限のおおむね2か月前から行うことができますので、余裕を持って申請をして下さい。

## 「特定活動」⑦

外国の大学生が、インターンシップ（学業等の一環として、我が国の企業等において実習を行う活動）の延長を希望する場合

\* 「インターンシップ」の活動を行う方の要件等については、次の法務省告示に定められておりますので、ご参照願います。

法務省告示：<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/HOUREI/h02.html>

### 提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通  
\* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>) から取得することもできます。
- 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 申請人が在籍する外国の大学からの承認書等、日本での活動期間の延長を証明する資料・・・・・・・・ 適宜
- 4 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示  
\* \* 上記4については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html> を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

\* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方のことです。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

**\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\***

### 留意事項

- 1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>) の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 この申請は、在留期限のおおむね2か月前から行うことができますので、余裕を持って申請をして下さい。

## 「特定活動」⑧

### 技能実習生が在留期限の延長を希望する場合

- \* 技能実習については、先行する「研修」活動の期間と併せて、**最長3年以内**と法務省告示（技能実習生制に係る出入国管理上の取扱いに関する指針）に規定されていますので、ご留意願います。  
法務省告示：<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/HOUREI/h01.html>

### 提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通  
\* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>) から取得することもできます。
- 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 技能実習生と実習先機関との雇用契約書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
- 4 実習実施状況報告書（技能実習の進ちょく状況について説明した文書、書式自由）・・・・・・・・ 1通
- 5 現在受け入れている研修生・技能実習生の名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通  
\* 名簿には、各研修生・技能実習生の国籍、氏名、生年月日、外国人登録番号を記載してください。
- 6 在留状況が良好であることを証する次の資料  
技能実習・生活状況等報告書（実習実施機関記入用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通  
\* 上記6については、地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>) から取得することもできます。
- 7 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示  
\* \*上記7については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html> を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

\* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方のことで。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\*

### 留意事項

- 1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>) の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 この申請は、在留期限のおおむね2か月前から行うことができますので、余裕を持って申請して下さい。
- 4 「研修・技能実習制度」については、次の入国管理局ホームページに、その概要等を案内しておりますので、ご覧ください。  
研修・技能実習制度 (<http://www.immi-moj.go.jp/seisaku/index.html>)

## 「特定活動」⑨

### [特定研究等家族滞在活動]及び[特定情報処理家族滞在活動]

「特定研究等活動」又は「特定情報処理活動」を行う外国人の方（以下「扶養者」という。）の扶養を受ける配偶者又は子である場合

「特定研究等活動」又は「特定情報処理活動」を行う外国人の方（以下「扶養者」という。）と同居し、かつ、その扶養を受ける扶養者の父母及び扶養者の配偶者の父母である場合

\* 「特定研究等活動」とは、本邦の公私の機関（高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の施設において当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動のこと。

\* 「特定情報処理活動」とは、本邦の公私の機関（情報処理に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の事業所において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動のこと。

### 提出資料

1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

\* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>) から取得することもできます。

2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示

3 次のいずれかで、扶養者との身分関係を証する文書

\* 親子関係のように、扶養者との間の身分関係に変更がない場合は、提出していただくことなく結構です（後日、審査の過程で求める場合もありますので、あらかじめご承知願います。）。

(1) 戸籍謄本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(2) 婚姻届出受理証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(3) 結婚証明書（写し）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(4) 上記（1）から（3）までに準ずる文書・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜

4 扶養者の外国人登録証明書又は旅券の写し・・・・・・・・・・・・・・ 1通

5 扶養者の職業及び収入を証する文書

(1) 在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通 （\* 扶養者の職業がわかる証明書を提出してください。）

(2) 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）・・・・・・・・ 各1通

\* お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。

\* 上記5（2）については、1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。

\* また、上記5（2）の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。

6 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・ 提示

\* \* 上記6については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

\* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方のことです。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\*

### 留意事項

1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>) の「各種手続案内」をご覧ください。

2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。

3 この申請は、在留期限のおおむね2か月前から行うことができますので、余裕を持って申請をして下さい。

## 「特定活動」⑩

### 【特定研究等活動】

外国人の方が、本邦の公私の機関（高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の施設において当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動（教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。）又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動を希望する場合

※上記法務省令で定める要件については、次のホームページを、ご参照願います。事業活動の要件を定める法務省令第79号：<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/HOUREI/h08.html>

### 提出資料

1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

\* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>) から取得することもできます。

2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示

3 次のいずれかで、活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書

(1) 本邦の機関からの在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(2) 本邦の機関からの辞令の写し・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(3) 本邦の機関からの雇用契約書の写し・・・・・・・・・・・・ 1通

(4) 上記(1)から(3)までに準ずる文書・・・・・・・・・・・・ 適宜

4 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）・・・・・・・・ 各1通

\* お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。

\* 上記4については、1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。

\* また、上記4の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせください。

5 その他

申請人が「特定研究等活動」で、研究、研究の指導又は教育と関連する事業を自ら経営する活動を行っている場合は、当該事業に係る事業所の損益計算書の写し・・・・・・・・ 1通

6 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・ 提示

\* \* 上記6については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

\* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方の事です。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\*

### 留意事項

1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>) の「各種手続案内」をご覧ください。

2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。

3 この申請は、在留期限のおおむね2か月前から行うことができますので、余裕を持って申請をして下さい。

## 「特定活動」⑪

### 【特定情報処理活動】

外国人の方が、本邦の公私の機関（情報処理に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の事業所（当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあっては、当該他の機関の事業所）において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動を希望する場合

※上記法務省令で定める要件については、次のホームページを、ご参照願います。事業活動の要件を定める法務省令第79号：<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/HOUREI/h08.html>

\* 「特定情報処理活動」を希望する方は、基準省令（上陸許可基準）に適合していることが必要となります。

なお、この基準省令は、次のホームページの「特定活動」の項目をご参照願います。

基準省令：<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/NYUKANHO/ho13.html>

### 提出資料

1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

\* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>) から取得することもできます。

2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示

3 次のいずれかで、活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書

(1) 本邦の機関からの在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(2) 本邦の機関からの辞令の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(3) 本邦の機関からの雇用契約書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(4) 上記(1)から(3)までに準ずる文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜

4 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）・・・・・・・・・・各1通

\* お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。

\* 上記4については、1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。

\* また、上記4の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせください。

5 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・ 提示

\* \* 上記5については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

\* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方のことで。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

**\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\***

### 留意事項

1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>) の「各種手続案内」をご覧ください。

2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。

3 この申請は、在留期限のおおむね2か月前から行うことができますので、余裕を持って申請をして下さい。